



お客様相談室便り

2012年11月号

太陽光発電の固定価格買取制度開始

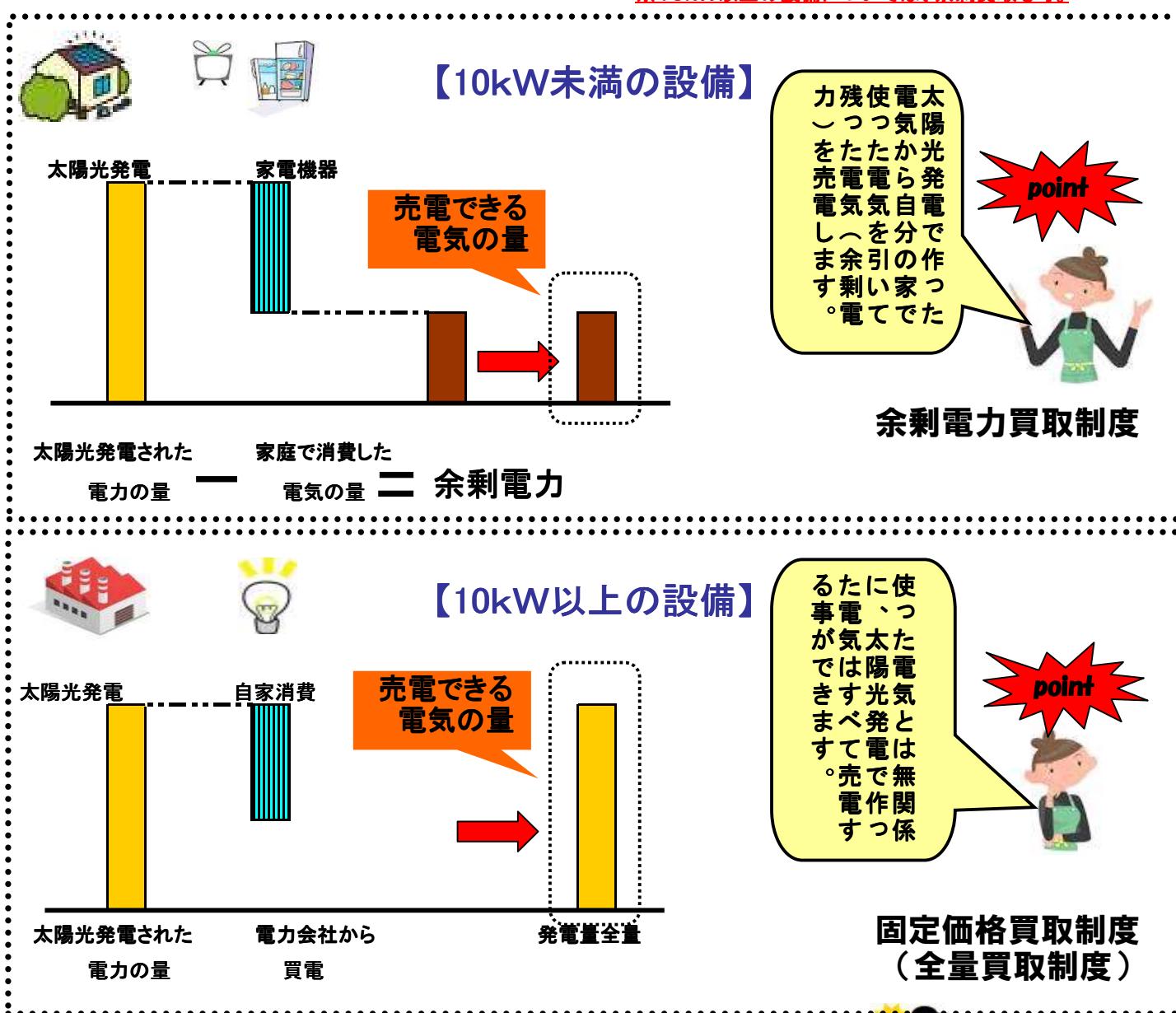
2012年7月1日より自然エネルギーの普及促進に向け**再生可能エネルギーの固定価格買取制度**が施行されました。(所轄:経済産業省 資源エネルギー庁)

余剰電力の買取と、固定価格買取（全量買取）の違いって何？

	設備	買取期間	国の補助金	買取価格(税込み)
余剰電力買取制度	10kW未満	10年	○	42円／kWh
全量買取制度	10kW以上	20年	×	42円／kWh

平成25年3月まで

※10kW以上の設備については、余剰買取も可。



今後の私たちの心構え

太陽光という再生可能エネルギーに注目が集まっている中、今後もお客様よりお問い合わせが増える事が予想されます。多くの業者の中からサニックスを選んで頂く為にも私たちは技術・知識・関連法令等を幅広く、深く身につけていく事が大切です。